

1 現状

(課題)

- 都の整備基準として、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児連れ等 **だれでもが円滑に利用できる便房を「だれでもトイレ」と規定**
(H8公園、H12建築物・公共交通)
- 当時、誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」の名称を変更し、多機能トイレを整備すべきという議論があり、都独自に「だれでもトイレ」を推進
- だれでもトイレに、誰もが円滑に利用できる設備（オストメイト設備、ベビーベッド等）が集中した結果、**利用が集中し、不適正利用も発生**

(国等の動向)

- 令和2年バリアフリー法改正により、**障害者用トイレ等の適正利用を推進**
- 令和3年3月、建築設計標準の改正により、トイレの表示は、「多機能」「多目的」など **誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム等で表示**と見直し

2 今後の方向性

真に利用が必要な人が使えるようにするため、
1つのトイレへの機能 **集中** から、複数のトイレに機能 **分散**
個別機能を **ピクトグラム** でわかりやすく表示

トイレ全体で、ユニバーサルデザインを推進

3 具体的展開策（令和3年度）

以下の①から③の取組を効果的に進めるため、キャッチフレーズを決めて進めます。

「変わります とうきょうのトイレ

～ひとりひとりのために」

① トイレの整備・適正利用ハンドブック（仮称）の策定

- 機能分散やピクトグラム表示などに関する好事例、オリパラ施設の設計事例の紹介や適正利用のための普及啓発等を盛り込んだハンドブックを策定し、区市町村や事業者の実践を後押しする。
- ハンドブックの策定にあたっては、検討会の意見を踏まえる。

② 条例施行規則の改正

- 見直しの方向性に合わせ、機能集中型トイレに関する記述を変更する。
 - ・「だれでもトイレ」の名称は規則から削除
 - ・表示は、そのトイレの機能をピクトグラムでわかりやすく表示

③ 区市町村への財政支援を検討（令和3年度以降）

- 既設トイレの名称及び設備のピクトグラム表示の変更等に係る経費について、区市町村への財政支援を検討する。

4 今後のスケジュール（案）

- | | |
|--------|----------------|
| 令和3年6月 | 推進協議会専門部会にて審議 |
| 9月 | ハンドブック策定の検討を開始 |
| 10月 | 条例施行規則公布 |
| 令和4年3月 | ハンドブック策定・周知開始 |

